

# 退職手当制度及び 市町村負担金制度の概要について

## I 退職手当制度概要

## II 市町村負担金制度概要

北海道市町村職員退職手当組合



# I 退職手当制度概要

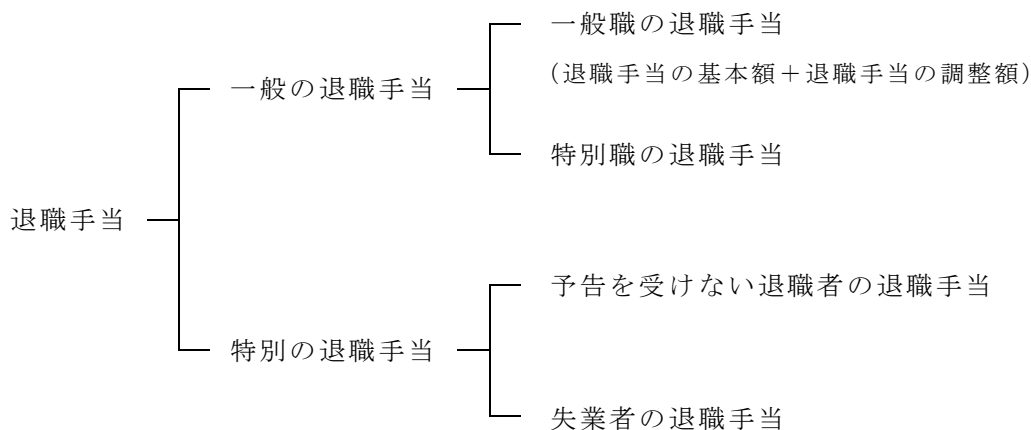
## 1 退職手当の支給根拠及び制度の基準

- ① 退職手当は、地方自治法第204条第2項（諸手当）の規定に基づき、地方公共団体が職員に支給する手当の1つである。
- ② 退職手当の額及び支給方法は、条例で定めなければならない。  
（地方自治法第204条第3項、第204条の2）… **給与条例主義の原則**  
これに基づき「北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例」を制定。  
（注. 組合市町村の職員は、この条例以外に法的受給権の根拠を有しない。）
- ③ 現行の退職手当条例の基準（特別職の職員に対する支給率及び任期ごとに支給する取扱い以外）は、国家公務員の退職手当制度を基準とした地方公共団体の職員のいわゆる「退職手当条例準則（昭和28年自丙行発第49号）」によるものとし、これを制定している。  
（地方公務員法第24条第3項）… **均衡の原則**

## 2 退職手当の支給対象範囲

- ① 常時勤務に服することを要する一般職（定数内職員）及び特別職の職員、いわゆる「常勤職員」。
- ② 非常勤職員（定数外職員）であっても一定の条件を満たしている場合は、支給対象職員となる。  
条件：常勤職員の勤務時間以上勤務した日が月18日（1月間の日数が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）以上ある月が引き続いて12月を超える勤務実態があり、かつ、引き続き同様の勤務で任用される場合。

## 3 退職手当の種類



#### 4 一般の退職手当

$$\text{基本額} \left( \begin{array}{|c|} \hline \text{退職時の} \\ \text{給料月額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{退職事由・勤続年数} \\ \text{に応じた支給割合} \\ \hline \end{array} \right) + \begin{array}{|c|} \hline \text{退職手当} \\ \text{の調整額} \\ \hline \end{array} = \text{退職手当}$$

##### (1) 給料月額

給与条例に定める退職の日における給料月額（本俸 … 教育職・医療職の調整額は含むが、諸手当は一切含まない。）

##### (2) 一般職の退職手当支給割合（資料 … 別表1）

##### (3) 退職手当の調整額（第6条の4）

退職手当の調整額は、職員の基礎在職期間（平成8年4月1日以降の期間に限る。）の初日の属する月から末日の属する月までの各月ごとに、当該各月にその者が属していた「職員の区分」（職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して定める区分）に応じて定める調整月額のうち、その額が多い月から60月分の調整月額を合計した額をいう。

##### ○ 調整額の区分及び調整月額

区分	給料表		行政(一)		行政(二)		教育(一)		教育(二)		医療(一)		医療(二)		医療(三)	
	調整月額		級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級
	実施前	実施後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
1	54,150	70,400	指定 1~3 号俸	10				5				5				
2	50,000	65,000	11	9			5 4	4			4	4				
3	45,850	59,550	10	8			5 4	4			4	4				
4	41,700	54,150	9	7			5 4	4			4	4	8	8	7	7
5	33,350	43,350	8	6			4 3	3			3	3	7 6	7 6	6	6
6	25,000	32,500	7	5	6	5	4 3	3	3	3	2	2	5	5	5	5
7	20,850	27,100	6	4	6	5	3 2	2	3	3	2	2	5	5	4	4
8	16,700	21,700	5 4	3	5 4 3	4 3	2 1	1	2	2	1	1	4 3 2	4 3 2	3 2	3 2
9	0	0	3 2 1	2 1	3 2 1	3 2 1	1	1	2 1	2 1	1	1	2 1	2 1	2 1	2 1

注1 平成27年4月1日以降において、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(平成26年法律第107号)による給与制度の総合的見直し等に準じて市町村の給与条例が改正されない場合は、実施前の月額を適用する。

注2 改正前・改正後の級 … 平成18年4月1日以降において、国が示した給与構造改革に基づく給料表の減額改定条例を施行した場合の新旧給料表の級をいう。

(4) 定年前早期退職に対する特例措置（第5条の3、附則第43項から第47項）

職員の定年年齢から20年を減じた年齢（定年引上げに伴う経過措置として、当分の間、定年引上げ前の定年年齢から15年を減じた年齢）以上で、かつ、勤続20年以上の者が定年に達する日の前日までに勸奨、整理、公務上傷病・死亡退職、定年前早期退職募集に応募し認定を受けて退職した場合の算定の基礎給料となる退職の日の給料月額は、定年年齢と退職時における年齢との差1年につき3%を乗じて得た額を、退職時の給料月額に加算した額とする。

また、整理、公務上傷病・死亡により退職する場合の給料月額の割増は、当分の間、定年引上げ前の定年年齢に達した日以後も適用とする。

ただし、その場合の割増率は2%とする。

(5) 特別職の退職手当

$$\boxed{\text{退職時の}} \times \boxed{\text{支給月数}} \times \boxed{\text{現任期内的}} = \text{退職手当}$$

給料月額                      支給月数                      の年数

(6) 特別職の退職手当支給割合表（資料…別表2）

(7) 遺族の範囲及び順位（第2条の2）

ア 職員が死亡した場合は、遺族に退職手当を支給する。

イ 遺族の範囲…配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

ウ 退職手当を受ける順位は、イに掲げる順位による。

エ 同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

※ 職員が退職後、退職手当受給前に死亡した場合は、民法第900条（法定相続人）の規定により相続人に支給する。

## 5 特別の退職手当（一般職の職員が対象）

(1) 予告を受けない退職者の退職手当（第9条）

労基法第20条、21条、船員法第46条の規定による退職者の退職手当は解雇手当を含む。退職手当の額が、解雇手当相当額に満たない場合、その差額を追加支給する。

(2) 失業者の退職手当（条例第10条）

雇用保険法に定める給付基準を下回らぬ給付を行う。

## 6 勤続期間の計算

- (1) 就職の日の属する月から退職の日の属する月までの職員として引き続き在職期間により計算する。
- (2) 1年未満の端数月数は、6月未満は切り捨て、6月以上切り上げ  
(5捨6入)

## 7 勤続期間の計算

- (1) 一般職の職員で次の要件にあてはまる場合は通算される。

### ア 他の団体職員期間の通算

(条例第7条第6項、規則第8条第2項第2号、負担金等に関する条例第4条)

#### a 職員以外の地方公務員又は国家公務員期間

… その日又は翌日に発令された場合

#### b 通算規定のある地方公社公庫職員期間

… 任命権者の要請に応じ、その日若しくは翌日に発令された者

### イ 特定地方公社等から復帰した者の通算

(条例第7条第6項、規則第8条第2項第3号、負担金等に関する条例第5条)

#### a 職員が特定地方公社等職員となり再び職員となった場合の先の期間

… 任命権者の要請に応じ、その日若しくは翌日に発令された者で  
引き続き職員となった者

### ウ その他 (条例附則第6項、規則第10条)

#### a 通算制度がないため、退職手当を受けて異動した者の勤続期間計算の特例 (特殊退職)

… 昭和43年3月31日までの当該職員の引き続けている職員期間は、退職の際これを通算して再計算する。(通算した期間の支給率相当分は除算する。)

- (2) 特別職の職員等

### ア 特別職の職員等が引き続いて再び一般職の職員になった者

- a 再就職後、一般職の職員として1年以上(傷病等の場合1年未満)勤続し退職した場合、前の一般職期間と合算し再計算する。(合算した期間の支給率相当分は除算する。) … 条例第7条第4項

### イ 通算しない場合

- a 一般職の職員から特別職の職員等になったとき。
- b 特別職の職員等から一般職の職員になったとき。
- c 特別職の職員等が再選、再任又は他の特別職の職員等になったとき。  
(ただし、市町村長以外の特別職等で、再選、再任されたときにおいて以後の再選、再任の期間を通算する旨(同職通算)申し出た者は通算する。) … 条例第7条第3項

## 8 在職期間の除算（条例第7条第5項）

### (1) 除算の対象とする休職等

- ア 育児休業、私傷病による休職、停職、これらに準ずる事由により現実に職務に従事しない期間 … その期間の2分の1に相当する月数を除算（育児休業で当該育児休業に係る子が1歳未満の期間は、3分の1除算）
- イ 地方公務員法第26条の6の規定による配偶者同行の期間及び同法第55条の2第1項ただし書の規定により、職員団体の役員としてもっぱら従事する期間 … その全期間を除算

### (2) 除算の対象としない休職等

- ア 公務上の傷病による休職期間
- イ 次の法人等に従事するため休職され、その法人等に従事した期間
- ・ 組合市町村が設立した土地開発公社
  - ・ 国家公務員退職手当法施行令第6条に規定する法人
  - ・ 組合市町村が特に援助又は配慮することを要する公共的団体
  - ・ 職員派遣条例の規定により派遣された期間（退職手当を支給された場合を除く。）

## 9 退職手当の支給制限等

- (1) 退職手当の最高限度額 【本則 60 月分（当分の間 57.0 月分）】  
（条例第6条、本則附則第5項、第30項、平成16年条例第1号改正附則第13項）
- (2) 退職手当の支給制限関係 【全部又は一部を支給しない】  
（条例第12条）
- ① 懲戒免職等処分を受けた場合
- ② 禁錮以上の刑に処せられて失職した場合
- (3) 退職手当の支払差止処分関係 【退職手当の支払いの一時差止め】  
（条例第13条）
- ① 刑事事件に関し起訴され、その判決確定前に退職をした場合
- ② 退職した職員にまだ退職手当を支給してない場合
- ア 在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたとき。
- イ 在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は懲戒免職等処分機関（市町村）がその者から聴取した事実若しくは調査に基づきその者に犯罪があると思料するとき。
- ウ 懲戒免職等処分機関が、在職期間中の非違行為が懲戒免職等に値することが明らかであると思料するとき。
- ③ ②のア・イに該当する場合の遺族に対しても同様

- 
- (4) 支払差止処分の解除関係 【退職手当の支給】 (条例第13条第5項)
- ① 無罪の判決が確定した場合又は起訴されることなく差止処分を受けた日から1年を経過したとき。
  - ② 禁錮以上の刑に処せられなかったとき又は公訴を提起しない処分があったとき。
- (5) 退職後に禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限関係 【全部又は一部を支給しない】 (条例第14条)
- ① 退職後、退職手当が支給されていない場合、退職した者が刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
  - ② 死亡により退職した職員の遺族に退職手当を支給していない場合又は退職後に職員が死亡し、まだ退職手当を相続人に支給していない場合、職員の在職期間中の非違行為に対し懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。
- (6) 退職手当の返納処分関係 【全部又は一部を返納させることができる】 (条例第15条)
- ① 基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
  - ② 懲戒免職等処分機関が在職期間中に懲戒免職等処分をしたと認められたとき。(退職の日から5年以内に限る。)
- (7) 遺族の退職手当の返納処分関係 【全部又は一部を返納させることができる】 (条例第16条)
- ① 死亡退職により退職手当を遺族に支給した場合又は退職後に職員が死亡し、退職手当を相続人に支給した場合、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。(退職の日から1年以内に限る。)
- (8) 退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付命令関係
- ① 退職手当の受給者(死亡退職の場合はその遺族)が退職の日から6月以内に上記(6)又は(7)の処分を受けることなく死亡した場合、退職手当の受給者の相続人に対し、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知を組合長がしたとき。
  - ② 退職手当の受給者が退職の日から6月以内に上記(6)又は(7)の処分規定に該当するものとして聴聞の通知を受け、当該処分を受けることなく死亡した場合、退職手当の受給者の相続人に対し、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として



- 
- ③ 退職手当の受給者（遺族を除く。）が退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴され、判決が確定することなく、かつ、上記(6)の処分を受けることなく死亡した場合、退職手当の受給者の相続人に対し、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として
- ④ 退職手当の受給者（遺族を除く）が退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴され、禁錮以上の刑に処せられた後、上記(6)の処分を受けることなく死亡した場合、退職手当の受給者の相続人に対し、禁錮以上の刑に処せられたことを理由として（退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限る。）

【全部又は一部を納付させることができる】 （条例第17条）

## II 市町村負担金制度概要

### 1 負担金の原則

- (1) 組合市町村は、退職手当の支給に要する費用に充てるため、条例の定めるところにより職員の給料月額に条例で定める率を乗じて得た金額を負担しなければならない。(規約第13条第1項)
- (2) 特に必要がある場合は、条例で定める負担金を負担しなければならない。(規約第13条第2項)
- (3) 組合市町村の負担金の算定に用いる率は、退職者数又は退職予定者数その他の事情を合理的に考慮して算定しなければならない。(規約第13条第3項)

### 北海道市町村職員退職手当組合市町村負担金等に関する条例詳解

(昭和57年条例第5号)

負担金の種類	負担金の内容	納付時期等
普通負担金 (条例第2条)	<p>毎月1日現在の職員給料月額の総額に 特別職(令和7年度:千分の320) 一般職(令和7年度:千分の135) それぞれのその年度の負担率を乗じて得た額</p> <p><b>給料について</b></p> <p>①本俸(医療職等本俸以外に調整額が支給されている場合はその合計額) ②給与構造改革の経過措置額は含まない ③独自削減を実施している場合で、退職時に給料額の復元規定を設けている場合は削減前の額で徴収とし、復元規定を設けていない場合は、削減後の額で徴収 ④休職・育児休業・停職者の場合は、減給されない額で徴収 ⑤月の中途での異動は、その月で一番高い額で徴収 ⑥月の中途での特別職就任は、退任、就任の2月分を徴収 ⑦退手組合加入市町村間での異動は、1日 在籍所属所から徴収 ⑧公益法人等への在籍派遣職員を含める ⑨在籍専従職員は除く</p>	<p><b>第1期</b> (納期限 7月31日) 3月2日から 7月1日までの 異動分</p> <p><b>第2期</b> (納期限 11月30日) 7月2日から 11月1日 までの異動分</p> <p><b>第3期</b> (納期限 3月29日) 11月2日から 3月1日まで の異動分</p>

	<p>⑩資格認定職員で日額支給者の場合は日額の21日分を月額に置き換えて徴収</p> <p>⑪前月2日から末日までの異動は遡及分として徴収</p> <p><b>定年引上げに伴う経過規定</b> 令和5年度及び令和6年度は、一般職の普通負担金の額に百分の50を、令和7年度から令和14年度までの間は、一般職の普通負担金の額に百分の75を乗じた額とする。</p> <p><b>普通負担金の納付特例（条例第7条）</b> 組合に納付した負担金総額から組合が支給した退職手当総額を除いた額が、退職手当引当金引当限度額に規則で定める割合を乗じて得た額を超える場合は、超えた年度の翌年度について、普通負担金のうち一般職の普通負担金の納付は要しないものとする <b>規則で定める割合：百分の75</b></p>	<p>特例を認める年度の前年の12月末日までに適用となる組合市町村へ通知を行い、翌年度特例適用となる。</p>
引継負担金 (条例第5条)	<p>地方独立行政法人への派遣及び公益法人等への退職派遣より復帰した場合は、派遣期間に相当する普通負担金額</p>	<p><b>納期限</b> 職員となった月の翌月末日 (条例第6条第3項)</p>
追加負担金 (条例第3条及び第4条)	<p><b>一般の退職手当</b></p> <p>①整理・勸奨・募集・勤務公署移転による退職手当の基本額が普通退職手当額を超えたときの差額</p> <p>②一般職から特別職就任のために退職し、勸奨相当適用の退職手当の基本額が普通退職手当額を超えたときの差額</p> <p>③退職手当調整額</p> <p>④退職手当の基本額が退職日の1年前の号給の4号給上位の号給（人事院規則で定める昇格時号俸対応表に相当する昇格があった場合は、昇格後の号給と昇格直前の号給を同一号給とみなし、又は当該昇格以外の昇格等があった場合は、昇格前の号給の給料月額と昇格後の職務の級における同額若しくは直近上位の給料月額に係る号給を同一号給とみなし、退職の日の1年前の号給より4号給上位の号給）の給料月額を基礎として計算して得た額を超えたときの差額（給料表の適用を受けない者については退職前1年間の平均給料月額を4号給上位とする。）</p>	<p><b>納期限</b> 追加負担金の発生した年度の翌年度の11月30日まで</p> <p>・清算還付金 事前納付金＞追加負担金</p> <p>・清算納付金 事前納付金＜追加負担金</p>

	<p><b>特別の退職手当</b></p> <p>①予告を受けない退職手当</p> <p>②失業者の退職手当</p>	
<p><b>加入及び脱退負担金</b> (条例第9条)</p>	<p>①加入時負担金(条例第9条第1項)</p> <p>加入しようとする年度前40年間組合に加入していたと仮定した普通負担金総額に百分の120を乗じて得た額から加入前40年間の普通退職手当相当額を減じた額</p> <p>②脱退清算負担金(条例第9条第2項)</p> <p>脱退までの普通負担金累計額に百分の80を乗じた額から普通退職手当額を減じた額</p>	<p><b>納付時期</b></p> <p>その都度指定</p> <p><b>納付方法</b></p> <p>一括納付 分割納付 (組合長が認めた場合)</p> <p>10年10期以内元利金等 利率年1.8%</p> <p><b>納付方法</b></p> <p>一括納付 分割納付 (組合長が認めた場合)</p> <p>5年5期以内元利金等 利率年1.8%</p> <p>・脱退清算還付金 普通負担金 &gt; 普通退職手当額 組合から一括還付</p> <p>・脱退清算納付金 普通負担金 &lt; 普通退職手当額</p>
<p><b>組合市町村の廃置分合に伴う加入及び脱退の特例</b> (条例第10条)</p>	<p>(負担金等条例第10条第1項)</p> <p>組合市町村間において廃置分合(一部事務組合及び広域連合の統廃合も含む)が行われたことによる関係市町村の組合への加入又は脱退はなかったものとみなす。</p> <p>(負担金等条例第10条第2項)</p> <p>組合市町村と未加入市との間での廃置分合(一部事務組合及び広域連合の統廃合も含む)が行われ、廃置分合後の市町村が新たに組合に加入するときは、未加入市のみが新たに加入するものとして計算された額を「加入時負担金」として組合に納付する。</p>	

---

## 2 負担金の端数処理

負担金の金額に1円未満の端数があるときは、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）」に基づき、1円未満の端数金額は切捨てる。